

## Q

地方裁判所管理局というところから、「特定消費料金訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届きました。身に覚えはありませんが、裁判所からのハガキだし、差押をすると書かれているので、支払う必要があるのか不安です。

こういった場合、支払う必要があるのでしょうか？



## A

「地方裁判所管理局」や「全国紛争相談センター」など公的機関を装うメールやハガキが届くことがあります。いわゆる架空請求です。地方裁判所管理局と書かれていれば、それが届いた本人はビックリすると思います。ただ、裁判所から通知が来る場合、メールはもとより、投函されるハガキで送られてくることはありませんし、本人に手渡しするのが原則です。今回のケースは架空請求と考えていいでしょう。

ただ、本当に裁判所から届いた通知を、そのまま放っておくと、判決が確定し、差押がされたという事例もあります。裁判所から届いた通知の全てが架空請求ではないということです。

現在は、インターネットで、どれが架空請求なのか、調べることもできますが、ご自分で調べただけでは、不安になられる方もいると思います。仮に本当に裁判所からの通知が届いた場合は、期日等も決められていますので、早めに対応する必要があります。もし、実際にハガキやメールが届いているのであれば、専門家にお電話いただくか、届いたハガキなどを事務所にご持参いただければ、架空請求なのか、そうでないのか判断します。また、本当に裁判所からの通知が届いていた場合についても、今後どのように対応していくのかについても、ご相談させていただきます。

## 司法書士

### 借金の解決方法は 専門家にご相談ください。

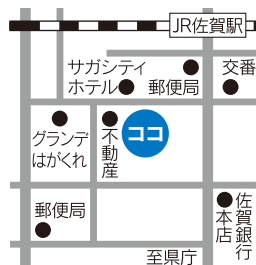
借入やクレジットカード利用があり、毎月の返済が厳しくなってきた方、返済は継続していくことはできるが早く借金生活から抜け出したい方。当事務所にご相談ください。お客様に最適な解決策を提案し、サポート致します。

**債務整理無料相談会**  
[随時開催中] 詳細はお問い合わせください。

### 司法書士法人 鷹法務事務所

佐賀市駅南本町1-23  
AM9:00~PM6:00  
休/土曜日・日曜日・祝日  
※応相談

☎ 0120-290-416



司法書士  
中島 秀麿